

———JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.———

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス評価のレビュー結果を公表します。

## 星野リゾート・リート投資法人の グリーンファイナンス・フレームワークのレビューを実施

発行体：星野リゾート・リート投資法人（証券コード：3287）

評価対象：星野リゾート・リート投資法人 グリーンファイナンス・フレームワーク

### <グリーンファイナンス・フレームワーク評価レビュー結果>

総合評価	Green 1(F)
グリーン性評価（資金使途）	g1(F)
管理・運営・透明性評価	m1(F)

### 1. 概要

星野リゾート・リート投資法人（本投資法人）は2013年3月に設立され、7月に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）へ上場したホテル・旅館特化型 J-REIT。本投資法人は、中長期にわたり観光産業の中核となり、安定的な利用が見込まれるホテル、旅館及び付帯施設、その中でも特に長期的かつ安定的なキャッシュフローの確保が可能であると見込まれる施設に重点的に投資を行うことを基本方針としている。資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメント（本資産運用会社）の株主は株式会社星野リゾート。現行ポートフォリオは全65物件、取得価格総額1,768億円の資産規模となっている。

本資産運用会社のスポンサーである星野リゾートは、1904年に長野県軽井沢で最初の旅館を開業し、今年108年目を迎えた。開業当初より、温泉掘削や水力発電所の設置を通じて環境への負荷の低減を実現した旅館を運営してきた。開業の地である星野温泉跡地に現在開業している「星のや軽井沢」は、EIMY（Energy In My Yard）、温泉排湯の暖房利用、エネルギー保存のため工夫した建築などにより、消費エネルギーの約70%のエネルギーの生産を達成しており、星野リゾートの創業以来の環境全般への配慮が運営に組み込まれている。本投資法人は、星野リゾートの取組を支持し、発展していけるよう、保有している物件の管理・運営を行っている。環境問題に向き合うための方針として、サステナビリティポリシーを制定している。

JCRでは、2021年1月8日に、本投資法人のグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）に対して、「グリーンファイナンス・フレームワーク評価”Green 1(F)”」を公表した。本フレームワークに対する評価の概要は以下のとおりである。

(以下、2021年1月8日の評価レポートより抜粋)

本投資法人は本フレームワークの中で資金使途の対象となる適格クライテリアを、グリーンビルディング、省エネルギー性能を有する設備の導入、改修工事、再生可能エネルギーの導入としている。グリーンビルディングに関しては、BELS3 つ星以上、LEED Silver 以上、CASBEE 認証の B+以上、もしくは BELS2 つ星の物件の場合には、環境に資する付加的な取組を行っていることを条件としている。JCR では、本投資法人が定めた適格クライテリアは、環境改善効果を有する物件を対象にしていると評価している。

本資産運用会社は、専門知識を有する部署および経営陣がプロジェクトの選定および本投資法人のグリーンファイナンスの実行にかかるプロセスに関与する仕組みとなっている。資金管理は統制が働く状態で担当部署により管理されること、レポートングとして開示される予定の項目も適切であることから、JCR では本投資法人に関して強固な管理・運営体制および高い透明性を確認した。

(以上抜粋終わり)

今回のレビューは、本投資法人が定めた本フレームワークが更新されたことを受けて行うものである。今般の更新は、本投資法人の適格クライテリア内で定義されている「環境に資する付加的な取組」を、BELS 認証、LEED 認証および CASBEE 認証の上位 3 区分を取得している物件と組み合わせることで、より広範にグリーン適格物件を定義するものである。

本投資法人が保有する物件のうち、特に軽井沢エリアに所在するものは、当該ホテルの周辺での環境負荷低減に資する取り組み、当該ホテル自体の運営による環境負荷を減らすための取り組みおよび当該ホテル周辺の自然を保護するための取り組みを包括的に推進している。このように、物件の周辺環境に即した取り組みを行っている物件については、当該物件が存在することで環境問題解決が実現すると考えられるため、物件の一部のみが環境認証を取得している場合でも、物件全体を環境に資するものとして考えることができる、としている。

グリーンファイナンスに関する管理・運営体制についても、前回評価時に引き続き、管理運営体制および高い透明性を確認した。

この結果、今回のレビュー対象となるグリーンファイナンス・フレームワークは、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）評価」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。

また、本フレームワークは「グリーンボンド原則（2018 年版）<sup>1</sup>」、「グリーンローン原則（2020 年版）<sup>2</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>3</sup>」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン<sup>4</sup>」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版  
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Green-Bonds-Principles-June-2018-270520.pdf>

<sup>2</sup> LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2020  
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

<sup>3</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版  
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

<sup>4</sup> 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版  
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf> (pp.48-89)

## 2. レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### (1) 資金使途(適格クライテリア)

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法から変更はないか。

### (2) 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて変更はないか。

### (3) 資金管理の妥当性及び透明性

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか。

### (4) レポーティング体制

グリーンファイナンスにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトからもたらされた環境改善効果が、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法で適切に算定されているか。

### (5) 組織の環境への取り組みについて

発行体の経営陣が環境問題について、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

### 3. レビュー内容

#### (1) 資金使途(適格クライテリア)

本投資法人では、本フレームワークにおいて、従来、調達資金の使途を下記の通り定めていた。

<更新前のフレームワーク>

グリーンファイナンスで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

##### (1) グリーンビルディング

下記①-④の第三者認証機関の認証（①については(i)~(v)に定める取り組みが行われていることを要する）のいずれかを取得済もしくは今後取得予定の物件

- ① BELS 認証における 2 つ星、かつ当該物件において本投資法人もしくはオペレーターにより以下の取り組みが 1 つ以上行われていること。

<環境に資する付加的な取組>

(i) EIMY (Energy In My Yard) による自然エネルギーの調達 (水力発電等)

(ii) (i) 以外の自然エネルギー調達

(iii) 「ゼロ・エミッション活動」による 3R の実施

(iv) プラスチック製品の使用削減

・ 個包装ソープからポンプボトルへの切り替え

・ 歯ブラシリサイクルの実施

・ ペットボトル廃止 等

(v) 自然保護活動

② BELS 認証における 3 つ星以上

③ LEED 認証における Silver 以上

④ CASBEE 認証における B+以上

(後略)

この度、本投資法人では、本フレームワークの改訂に際して、下記の通り適格クライテリアを追加、更新している。

<更新後のフレームワーク>

グリーンファイナンスで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

(1) グリーンビルディングおよび環境に資する付加的な取り組み

下記①-④の第三者認証機関の認証（①については(i)~(v)に定める取り組みが行われていることを要する）のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件

なお、②~④について(i)~(v)に定める取り組みが行われている場合、物件全体をグリーン適格物件とみなすものとする。

- ① BELS 認証における 2 つ星、かつ当該物件において本投資法人もしくはオペレーターにより以下の取り組みが 1 つ以上行われていること。

<環境に資する付加的な取組>

(i) EIMY (Energy In My Yard) による自然エネルギーの調達 (水力発電等)

(ii) (i) 以外の自然エネルギー調達

(iii) 「ゼロ・エミッション活動」による 3R の実施

(iv) プラスチック製品の使用削減

・個包装ソープからポンプボトルへの切り替え

・歯ブラシリサイクルの実施

・ペットボトル廃止 等

(v) 自然保護活動

② BELS 認証における 3 つ星以上

③ LEED 認証における Silver 以上

④ CASBEE 認証における B+以上

(後略)

今般の更新は、本投資法人の適格クライテリア内で定義されている「環境に資する付加的な取組」を、BELS 認証、LEED 認証および CASBEE 認証の上位 3 区分を取得している物件と組み合わせることで、より広範にグリーン適格物件を定義するものである。

本投資法人が保有する物件のうち、特に軽井沢エリアに所在するものは、当該ホテルの周辺での環境負荷低減に資する取り組み、当該ホテル自体の運営による環境負荷を減らすための取り組みおよび当該ホテル周辺の自然を保護するための取り組みを包括的に推進している。このように、物件の周辺環境に即した取り組みを行っている物件については、当該物件が存在することで

環境問題解決が実現すると考えられるため、物件の一部のみが環境認証を取得している場合でも、物件全体を環境に資するものとして考えることができる、としている。

JCR は、当該更新点に関して、包括的な環境改善効果が期待できるものと評価している。

資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「省エネルギー」、「再生可能エネルギー」、「汚染防止及び抑制」および「陸上および水生生物の多様性の保全」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」、「省エネルギーに関する事業」、「再生可能エネルギーに関する事業」、「汚染の防止と管理に関する事業」および「生物多様性保全に関する事業」に該当する。

## (2) 資金使途の選定プロセスに係る妥当性及び透明性

本投資法人においては、適格クライテリアの選定プロセスについて、一部更新を行っている。更新前および更新後の選定プロセスは下記のとおりである。

### <更新前のフレームワーク>

グリーンファイナンスの資金調達の使用途となる適格クライテリアに適合するプロジェクトについては、サステナビリティプロジェクトリーダーによって選定され、本資産運用会社の代表取締役社長、資産運用本部長、財務管理本部長、企画管理部長、コンプライアンス・オフィサー並びにサステナビリティプロジェクトリーダーで構成される ESG 委員会で評価・審議された後、取締役会にて決定され、役員会で報告されます。

### <更新後のフレームワーク>

グリーンファイナンスの資金調達の使用途となる適格クライテリアに適合するプロジェクトについては、**チーフ・サステナビリティ・オフィサー**によって選定され、本資産運用会社の代表取締役社長、投資運用本部長、財務管理本部長、企画管理部長、コンプライアンス・オフィサー並びに**チーフ・サステナビリティ・オフィサー**で構成される ESG 委員会で評価・審議された後、取締役会にて決定され、役員会で報告されます。

更新後のフレームワークでは、資金使途の対象となるプロジェクトの選定者の役職名が変更となっている。これは、本資産運用会社におけるサステナビリティ推進体制の強化により、チーフ・サステナビリティ・オフィサーが新しく制定されたことを受けてのものである。JCR では、更新後の選定プロセスについて、引き続き適切であると評価している。

## (3) 資金管理の妥当性及び透明性

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、初回評価時点において妥当と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて、大きな変更がないことを確認している。

#### (4) レポーティング体制

本投資法人においては、レポーティングについて、一部更新を行っている。更新前後の内容は下記のとおりである。

<更新前のフレームワーク>

##### 2. 環境改善効果に関するレポーティング

以下の内容を本投資法人のウェブサイト上にて、年次で開示予定

- ・取得資産の環境認証数・種類
- ・(改修工事を対象とした場合) 改修前と改修後のエネルギー使用量/水使用量
- ・(再生可能エネルギーを対象とした場合) 投資対象となる発電設備の年間発電量・CO<sub>2</sub>削減量(推定値)
- ・EIMY (Energy In My Yard) による年間発電量 (水力発電等)
- ・EIMY 以外での自然エネルギー調達量
- ・生ゴミの堆肥化継続 (2011 年より)
- ・プラスチック容器の削減量
  1. シャンプー、コンディショナー、ボディソープのポンプボトル化継続 (2019 年より)
  2. ペットボトルミネラルウォーターの段階的切り替え
- ・リサイクル対象となった歯ブラシの本数

<更新後のフレームワーク>

##### 2. 環境改善効果に関するレポーティング

以下の内容を本投資法人のウェブサイト上にて、**該当するもののみ**年次で開示予定

- ・取得資産の環境認証数・種類
- ・(改修工事を対象とした場合) 改修前と改修後のエネルギー使用量/水使用量
- ・(再生可能エネルギーを対象とした場合) 投資対象となる発電設備の年間発電量・CO<sub>2</sub>削減量(推定値)
- ・EIMY (Energy In My Yard) による年間発電量 (水力発電等)
- ・EIMY 以外での自然エネルギー調達量
- ・生ゴミの堆肥化継続 (2011 年より)
- ・プラスチック容器の削減量
  1. シャンプー、コンディショナー、ボディソープのポンプボトル化継続 (2019 年より)
  2. ペットボトルミネラルウォーターの段階的切り替え
- ・リサイクル対象となった歯ブラシの本数
- ・**自然保護活動の概要**

本投資法人では、ウェブサイト上ですでに「サステナビリティファイナンス」に関するページを設けて資金充当状況およびインパクト・レポーティングの開示を行っている。今後は、本フレームワークの更新を踏まえ一部を修正する予定としている。今般の更新は、開示対象となるインパクト・レポーティングの範囲を明確化するためのものであり、レポーティング内容は実質的に変更されない。

JCR では、更新後のレポーティング体制についても引き続き適切であると評価している。

## (5) 組織の環境への取り組み

本資産運用会社のスポンサーである星野リゾートは、1904年に長野県軽井沢で最初の旅館を開業し、今年108年目を迎えた。開業当初より、温泉掘削や水力発電所の設置を通じて環境への負荷の低減を実現した旅館を運営してきた。また、星野温泉に日本野鳥の会の創立者が宿泊したことが契機となり、隣接する野鳥の宝庫である国有林に生態系の保護活動を行った結果「国設 軽井沢野鳥の森」として指定されており、環境保護が意識されるはるか前から現在まで、旅館の運営される周辺環境に対して配慮する取組を続けている。開業の地である星野温泉跡地に現在開業している「星のや軽井沢」は、EIMY、温泉排湯の暖房利用、エネルギー保存のため工夫した建築などにより、消費エネルギーの約70%のエネルギーの生産を達成しており、星野リゾートの創業以来の環境全般への配慮が運営に組み込まれている。また、その他の施設についても、プラスチックの削減、自然保護活動などの取組を進めている。

星野リゾートの星野佳路社長は、1992年に「リゾート運営の達人」というビジョンを掲げ、「環境に対する負荷を最小限にとどめながら、同時にリゾートの魅力を顧客に表現することで、常に最高の顧客満足と運営収益を生み出すこと」を目標に、ホテルを運営している。

本投資法人は、星野リゾートの取組を支持し発展していけるよう、保有している物件の管理・運営を行っている。環境問題に向き合うための方針として、以下のサステナビリティポリシーを制定している。

### 星野リゾート・リート投資法人 サステナビリティポリシー

- 1.気候変動や大規模災害の低減を目的に保有施設の「環境建築化」を目指し、新築・改築・修繕の際には、エネルギー消費や温室効果ガス（GHG）排出、水消費、廃棄物量の削減等の環境負荷低減の実施・検討いたします。また、併せて再生可能エネルギーの導入検討も行い、レジリエンスの向上に努めます。
- 2.「廃棄プラスチック」にみられる海洋マイクロプラスチックや陸上でのペットボトルなど使用を減らすため、プラスチックを可能な限り使用しないように努めます。こうした活動を通じてお客様にはライフスタイルへの良い影響を与えられる関係を、サプライヤーとは協働できる関係を構築していきたいと考えます。また、全てのオペレーターとはプラスチックに限らず廃棄物管理全般に関する協働やグリーンリース契約の締結を進めます。
- 3.「観光と地域」は切ってもきれない間柄ですが、地域の特性を大切にしていきながらともに経済を回していくことを考えていきたいと思えます。それには、業務を促進していく役職員の健康の増進のための定期健診をはじめとしたウェルネスも配慮した職場環境も整備していくことが必要です。

本資産運用会社では、環境をはじめとしたサステナビリティの専門的な合議体として ESG 委員会を設置している。ESG 委員会は、本投資法人の CSV の実現と役職員およびステークホルダーのサステナビリティへの意識を高めることを目的としている。さらに、2021年12月にサステナビリティ推進室を新設し、これに伴いチーフ・サステナビリティ・オフィサーを制定している。

本資産運用会社では、2021年11月には、本投資法人の資産運用に関し、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、TCFD コンソーシアムに入会して各種活動を開始している。対外的な評価として、本投資法人は2021年にGRESBリアルエステイト評価において、2020年時より評価が上がり「3スター」を取得、さらに、ESG推進のための方針や組織体制などを評価する「マネジメント・コンポーネント」と、保有物件での環境パフォーマンスやテナントとの取組み等を評価する「パフォーマンス・コンポーネント」の双方において優れた参加者であることを示す「グリーンスター」の評価を、2年連続で取得している。



以上より JCR では、本投資法人の経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する外部専門家のノウハウを活用し、環境問題へ取り組む体制を適切に整えていると評価している。

(参考) GRESB リアルエステイト評価について

---

GRESB とは、2009 年に創設された、実物資産（不動産・インフラ）を保有、運用する会社の ESG への配慮度合いを測定し、評価するベンチマークおよびそれを運営する組織を指す。Global Real Estate Sustainability Benchmark の頭文字をとったもの。2016 年から評価結果は 5 段階で示されている（5 スター、4 スター、3 スター、2 スター、1 スター）。優れた取り組みを行う会社には、5 段階評価とは別に「Green Star」を付与している。J-REIT からは 2021 年の評価に 55 投資法人が参加している。

## 4. レビュー結果

前項に記載した事項を検証した結果、本フレームワークの内容は、更新された部分を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることをJCRは確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン 性 評 価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・菊池 理恵子

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制及び透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「グリーンファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR のグリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル